評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準

定款第１３条並びに第３０条に定めるとおり、この法人の評議員、理事及び監事は、無報酬とする。

ただし、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び雑費等の費用は、報酬とは明確に区分し支給する。

附則

この支給基準の改廃は、理事会の審議を経て評議員会の決議をもって行う。

令和７(2025)年７月１６日

公益財団法人ＲＡＫＥＲ